

平成24年度事業報告書

一昨年、昨年と二度の通常総会において一般社団法人へ移行に関する議案の決議を頂き、以後新法人への移行に関して対策を取り申請した。平成25年4月には一般社団法人として新たなスタートを切るため支所長をはじめ支所役員の方々にはいままで以上のご協力をお願いした。

また、さらなる組織力の向上を図るために本年度は再び地籍調査員講座をはじめ、研修を実施した。

一. 本協会の管理運営に関する事項

1. 公益法人の設立及び監督に関する規則に基づく諸手続

平成24年7月24日 東調協発第60号にて「会計年度終了に伴う報告書の提出について」を法務大臣宛提出

平成24年7月24日 東調協発第61号にて「定款の一部変更認可申請書」を法務大臣宛提出

平成24年8月30日 法務省民二第2202号にて「定款変更認可書」を受領

2. 運営の合理化

- (1) 定款の一部変更
- (2) 入会及び退会に関する規則の一部改正
- (3) 役員選任規則の一部改正
- (4) 事務処理規則の一部改正
- (5) 支所等設置規則の一部改正
- (6) 入会及び退会等に関する規則の一部改正
- (7) 入会金及び会費に関する規則の一部改正
- (8) 役員等候補者に関する規則の一部改正
- (9) 役員等報酬・手当規則の一部改正
- (10) 総会議事運営規則の制定
- (11) 社員総会議事運営規則の一部改正
- (12) 新法人移行に伴う運営等検討委員会設置規程の制定
- (13) 規則等改正検討担当役員会同設置規程の制定

二. 会務一般に関する事項

1. 社員数及び異動状況

期首	平成24年4月1日	589名
		6法人
期中入会者		8名
		2法人
期中退会者		31名
		0法人
	内 訳	28名
		0法人
	資格喪失	3名
期末	平成25年3月31日	566名
		8法人

2. 本協会の機関

役員（定款第13条）

理事 10名（うち、役付理事：理事長1名、副理事長1名、常任理事2名）

監事 2名

理事会構成員（定款第28条）

理事全員 10名

常任理事会構成員（定款第34条）

役付理事全員 4名

理事会の業務分掌（事務処理規則第2条）

総務部 4名 副理事長1名、常任理事1名、理事2名

業務部 5名 常任理事1名、理事4名

各種委員会（事務処理規則第6条）

新法人移行検討担当役員会同 6名

規則等改正検討担当役員会同 6名

各省連携地籍整備対応プロジェクトチーム 8名

新法人移行に伴う運営等検討委員会 6名

3. 支所（定款第37条、支所等設置規則第1条）

従たる事務所（定款第2条、支所等設置規則第2条）

28支所

従たる事務所4事務所（内訳は、別表「支所別社員数及び異動状況」のとおり）

4. 事務局

事務局長1名、職員2名

5. 会議

通常総会・臨時総会 各1回

理事会 15回

正副理事長打合せ 1回

常任理事会 5回

総務部会 17回

業務部会 12回

総務部打合せ（経理打合せを含む） 5回

業務部打合せ 3回

中間監査・期末監査 各1回

支所長会議 2回

地区別支所長会議 6地区各1回

総会正副議長予定者との打合せ 2回

新法人移行検討担当役員会同 6回

新法人移行検討担当役員会同と顧問・相談役との打合せ 1回

規則等改正検討担当役員会同 5回

各省連携地籍整備対応プロジェクト会議 9回

新法人移行に伴う運営等検討委員会 8回

相談役との打合せ 2回

顧問弁護士との打合せ 2回

顧問税理士との打合せ 1回

地籍調査員講座 4回

業務処理研修会 2回

東京土地家屋調査士会との打合せ 1回

東京土地家屋調査士会事業部との打合せ 1回

東京土地家屋調査士会・東京土地家屋調査士政治連盟・本協会三者懇談会 1回

新春交礼会 1回

関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会諸会議 2回

三. 事業計画に基づく業務執行状況

1. 基本方針

基本方針1 「一般社団法人への移行の対策」

9月20日に東京都に対し認可申請した。その後、東京都との打合せを繰り返し、3月28日に一般社団法人の認可書を受領した。

基本方針2 「運営の強化」

業務の受託が運営に多大な影響を与えることから、全支所に対して従たる事務所化の検討をお願いした。

また、「新法人移行に伴う運営等検討委員会」を立ち上げ、一般社団法人に移行後の本協会運営についての検討をお願いし、答申を受けた。

基本方針3 「業務処理の研究と実施」

次の各項目について研修をした。

- ① 成果品の適正品質
- ② 工程管理
- ③ 電子納品とデータ管理
- ④ 新たな業域の開発
- ⑤ 人材の育成

部門計画

総務部

総務担当

(1) 一般社団法人への移行

内閣府への申請を前提に公益認定等委員会と相談しながら手続きを進めてきたが、受託実績が東京都以外に継続的にないため、東京都へ申請すべきとの提言を受けた。それを踏まえて、「新法人移行検討担当役員会同」の審議、理事会の決議を経て、東京都へ申請することとした。

6月15日開催の通常総会において、一般社団法人への移行に関する件の変更案の承認を得た。その後、東京都との打合せを行い、9月19日開催の第1回支所長会議で報告の後、9月20日に移行申請した。

(2) 協会制度の広報

東京土地家屋調査士会の登録証交付式に列席の機会を頂き、新規登録の会員に本協会をPRするなど、社員の加入を呼びかけてきた。

また、HPの更新に努め最新情報の分かりやすい紹介に努めてきた。

(3) 本協会社員の帰属意識の向上

本年度は業務部による業務研修会を国分寺駅ビル（11月2日）と土地家屋調査士会館（11月16日）の2ヵ所に分けて実施した。また、日常の受託業務や支所長会議等を通じて社員の一層の意識向上に取り組んできた。

(4) 従たる事務所設置の推進

一昨年の練馬従たる事務所、昨年の府中支所内の国分寺従たる事務所設置に続き、3ヵ所目として八王子従たる事務所設置が8月24日の定例理事会において決議され、8月27日にその登記を完了し、4ヵ所目として品川従たる事務所設置が11月22日の定例理事会において決議され、12月6日にその登記を完了した。この4ヵ所に続き設置を希望する支所に対して、本部としても積極的に対応していきたいと考えている。

(5) 「災害復興まちづくり支援機構」への協力

東京土地家屋調査士会と連携して機構の運営に参加し、運営委員会には担当理事を決めて参加してきた。特に7月17日開催の恒例のシンポジウムには本協会を挙げて協力した。

経理担当

(1) 公益法人新会計基準（平成20年）の徹底

前年度に引き続き、公益法人新会計基準（平成20年）の徹底に努めた。

(2) 適正な経理事務の徹底（支所及び従たる事務所含む）

現金預金出納帳により、毎月支所の収支を確認した。

記帳を統一するよう個別に支所会計担当者に指示した。

(3) 経費削減と予算管理の徹底

予算要望書により支所への送金の適否を確認する体制をとった。

支所からの予算要望に対し、適正な支出とするよう指導した。

(4) 会費の見直しの検討

引続き検討していくこととした。

業 務 部

(1) IT化を含む業務処理体制の改革と運用、及び受託業務の管理強化と迅速処理の改善

数年来、懸案であったサーバーを導入し本部に設置した。これにより本部と支所等の連絡網が充実し連絡のスピード化と通信費等の経費節減も図られ、また、成果品あるいは事務会計資料等の電子化及びその管理が効率的に図られることになった。

(2) 運用基準に基づく適正な積算の徹底

本年度は用地対策連絡協議会の歩掛を参考にして報酬額を見直した。「公共嘱託登記業務運用基準」及び「基準額表」を基に、本協会として適正な積算の徹底に努めた。

(3) 入札環境の適正化の推進

各官庁でも以前よりも調査士業務と測量業務の区分けが理解されつつあり、東京都の公共調達においては、東京土地家屋調査士政治連盟を通じての要望が受け入れられ、入札参加資格の業種名に「土地家屋調査業務」が追加され、来年度から適用されることになった。これに伴い本協会として迅速に対応した。

(4) 各種研修の実施

本年度は11月に「協会のIT化について」と「成果品の作成と納品方法について」と題し全社員対象の研修を行い、第1部では、今後本協会が目標とすべきIT化のあり方を考え、併せて本部と各支所との連絡網の迅速化について説明をした。第2部では、本部開発業務として電子納品がより一層求められる時代に即した内容及びその意義について説明をした。

(5) 法第14条地図作成作業及び地籍調査業務等、地図作成事業の受託体制の確立

本年度は、板橋区中丸町・南町及び墨田区駒形四丁目ほかの地籍調査と足立区柳原の14条地図作成作業を受託した。また、昨年度受託した目黒の14条地図作成作業は2年目の工程を終了し、無事納品した。今後は各区市町村から地籍調査事業の引き合いが増えることが予想され、受託体制を強化すべく各省連携地籍整備対応プロジェクトチームの担当者を講師とした地籍調査員講座を実施し、さらに社員全員に対し取得済み資格のアンケート調査を実施した。

(6) 法定外公共物等の表題登記業務の受託活動の推進

本年度は支所等から協力要請はなかったが、法定外公共物の表題登記業務の受注がされた場合、迅速に対応すべく体制の検討を行った。